

# 苫小牧市環境基本計画～ゼロカーボン推進計画～ 改定に係る計画策定業務仕様書

令和8年4月

苫小牧市環境衛生部ゼロカーボン推進室



## 1 業務名

苫小牧市環境基本計画～ゼロカーボン推進計画～改定に係る計画策定業務

## 2 目的

本業務は、「苫小牧市環境基本計画～ゼロカーボン推進計画～改定に係る調査業務」の内容を踏まえ、「苫小牧市第4次環境基本計画～第1期ゼロカーボン推進計画～」と「第4期苫小牧市役所エコオフィスプラン」の改定に係る業務を効率的に遂行するものである。

## 3 業務期間

契約締結日から令和9年3月24日まで

## 4 提案上限額

1,100,000円（税込）

## 5 業務内容

下記のスケジュール（イメージ）を参考に、業務内容について提案を行うこと。

日程	審議会・部会・市議会	主な内容
令和8年5月	第1回環境審議会	諮問
令和8年6月	第1回部会	詳細議論
令和8年8月	第2回部会	
令和8年10月	市民説明会	
令和8年10月	第3回部会	
令和8年11月	第2回環境審議会	答申
令和8年12月	12月市議会定例会	素案提出
令和8年12月～1月	パブリックコメント	
令和9年2月	2月市議会定例会	成案提出
令和9年3月末	計画策定・納品	

### (1) 環境審議会及び環境審議会部会等の運営支援

(ア) 環境審議会及び環境審議会部会等の会議資料を作成し、会議への出席及び説明を行う。

(イ) 会議後は要点を取りまとめた議事録の作成を行う。また、必要に応じて委員等への個別説明を行う。

### (2) 計画改定案の作成

(ア) 調査業務の結果及び各種検討を踏まえ、計画案及び概要版を作成する。

(イ) 計画は多くの市民・事業者にとってわかりやすいレイアウト及び構成となるよう作成する。

### (3) 打合せ協議

打合せ協議は、事前協議（1回）、第1～3回部会前（3回）、第2回審議会前（1回）、成果

品納入時における最終報告(1回)の計6回程度とする。

- (4) 成果品の納品(冊子の印刷・製本含む)
  - (ア) 環境基本計画(本編)、概要版  
紙媒体(カラー刷り)各200部、電子媒体 各1部
  - (イ) エコオフィスプラン(本編)  
電子媒体 1部
  - (ウ) 業務報告書(打合せ資料及び議事録等)  
紙媒体 3部、電子媒体 1部

## 6 その他特記事項

### (1) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負うものとする。なお、事故等が発生した場合は、処理経過等について、市に速やかに報告すること。

### (2) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはいけない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

### (3) 業務責任者

等業務を効果的・効率的に実施するため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。

また、業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

### (4) 守秘義務及び個人情報の取扱い

(ア) 受託者は本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(イ) 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、苫小牧市個人情報保護条例(平成7年度条例第2号)を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

### (5) 関係法令の遵守

業務の実施に当たって、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

### (6) 成果等の帰属について

(ア) 業務の実施により得られた成果、情報(個人情報を含む。)等については、苫小牧市に帰属するものとし、苫小牧市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

(イ)受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用権等に関する一切の責任を負わなければならない。

(7) 委託費の返還等

(ア)本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させるものとする。

(イ)受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと市が認めるとき、又は業務内容が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは、全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分に留意すること。

(8) 契約の締結

「苫小牧市環境基本計画～ゼロカーボン推進計画～改定に係る調査業務」と「苫小牧市環境基本計画～ゼロカーボン推進計画～改定に係る計画策定業務」は別々で契約を締結する。

(9) その他

本仕様書に定めのないことについては、市と協議の上、決定すること。

## 7 問い合わせ先

苫小牧市環境衛生部ゼロカーボン推進室

〒059-1364 北海道苫小牧市字沼ノ端 2 番地 25

電話：0144-57-3666 / E-mail:z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp